

令和3年度学校経営の重点等

1 学校経営の重点

(1) 基本方針

ア 「時習窮理」「自主特立」「信義執禮」の校訓のもと、文武両道を体現することで考える力を高め、身体や感性を大切にしながら意欲的によりよい社会の創り手となる人間を育成する。

イ 人権尊重・個性尊重を基礎として、学校・家庭・地域の連携を深め、信頼される学校づくりを推進する。

(2) 教育目標

ア 未来への道を切り拓く力を育み、こころ豊かで自立する人づくりの推進

(ア) 知・徳・体の調和がとれた人間の育成をめざす。

(イ) 命を大切にする心や思いやりの心を養い、基本的な倫理観や規範意識を涵養する。

イ 学力の向上と個性や創造性の伸長

(ア) 確かな学力を育むとともに、主体的に学ぶ態度を育成する。

(イ) 生徒の能力・適性に応じたきめ細かな指導をし、創造性を伸長する。

ウ 地域に信頼される学校づくり

(ア) 安心して学べる環境づくりを推進する。

(イ) 家庭や地域社会との連携を深め、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するとともに、学校の情報発信に努める。

(3) 重点目標

ア 知識・技能の修得と思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習する態度と「確かな学力」の確立

(ア) 平成28年度から3年間の研究指定を終えた文部科学省「高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業」(以下、「文科省研究指定事業」)から得た知識と経験及び県教育委員会「ひょうご学力向上サポート事業(平成30年から3年間)」(以下、「県教委指定事業」)を有効に活用し、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の深化に向けて、教師の指導力の向上及び授業改善に努める。指導目標を明確にし、探究的な活動を取り入れ、生徒自らが課題を発見し、解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習等の視点から指導内容の精選及び指導方法の工夫・改善等に努める。

(イ) 「文科省研究指定事業」を通じて大学教員をはじめとした専門的外部人材を招聘して行ってきた教員研修での学びをより効果的に生徒へと還元するために、授業公開週間等に限定された研究授業・協議に改善を加え、教員間で主体的に互見授業が行えるように教務的な観点での改善に取り組む等、授業の質的向上を担保する実践的な取組を充実させる。

(ウ) 生徒の生活実態や学習状況を把握し、生徒の能力・適性や学習ニーズ、進路希望に応じた学習内容を充実させて学習意欲の高揚を図り、「魅力ある授業」「わかる授業」「考える授業」を実践する。

イ キャリア形成の支援に向けた教育活動の充実、進路実現のための指導体制の確立

(ア) 生涯を見据えて、学力の向上、コミュニケーション能力や課題対応能力の育成を図り、社会的自立に向けたキャリア形成の支援に努める。

(イ) 個に応じたガイダンス機能、進路選択にかかる情報提供の充実を図る。

ウ 教職員としての資質と実践的指導力の向上

- (ア) 教育実践の中から見出された課題の解決に向けた校内研修を充実させ、教職員の意識の改革と教育の専門家として期待される資質と実践的指導力の向上を図る。
- (イ) タブレットPCを利用した双方向型の授業展開が可能となるようWiFi環境の整備を整えた教室において、教員のICTリテラシーの向上に向けての研修機会を充実させ、環境の有効活用に努める。

エ 部活動の活性化と特別活動の充実

- (ア) 安全の確保に努めながら生徒の自発的な活動を促し、個性の伸長を図り、社会性、創造・信頼の心を育てる。
- (イ) いきいき運動部活動(4訂版)にもとづき適切な休養日等を設定し、学習活動とのバランスをとりながら文武両道の実現を図る。

オ 生徒の内面に対する共感的理解に基づくこころの教育の推進

生徒一人一人と向き合い、様々な体験学習、部活動を通して、命の大切さを実感させ、奉仕の心や思いやりの心を育て、「いじめを許さない」こころ豊かで自立した人づくりを推進する。

カ 地域の伝統校として地域への貢献、地域への広報の充実

- (ア) 全ての教育活動において、家庭や地域との連携を密にして、教育効果を上げる。
- (イ) 教育活動について、様々な機会を捉えて学校外に情報発信し、取組を広報する。

キ 危機管理体制と防災教育の充実

- (ア) 生徒の安全を確保するため、緊急時に教職員が適切な指示・指導ができるよう訓練し、教職員の防災リテラシーや応急処置能力の向上に努める。
- (イ) 災害に対する正しい知識や技能を身に付け、ボランティア精神等「共生の心」を育む。

ク 国際社会に生きる自覚と多様な文化を尊重できる態度や資質を育成する教育の推進

- (ア) グローバル化が進む社会において生徒が活躍できるよう、豊かな国際性と共生の心を育むと共に、英語の実践的な運用能力の育成を図る。
- (イ) 姉妹校提携校等との交流を積極的に進め、英語等によるコミュニケーション能力や国際社会に貢献する態度を育成する。

2 教科指導及び生徒指導(特別教育活動を含む)の重点

(1) 教科指導

ア 基本方針

生徒の学習の実態を的確に把握し、主体的・協働的に学ぶ学習(アクティブ・ラーニング)等の視点から指導方法の工夫・改善に取り組み、教科指導力を高める。

イ 教育課程の編成と運営

- (ア) 生徒の個性や学習の進度を的確に把握し、学習内容の精選や課題の設定を考慮した指導の徹底を図る。
- (イ) 3年間を見通して、教科・学年間の関連を踏まえた指導計画を作成し、系統的・発展的に指導する。
- (ウ) 各教科の授業時間数を確保し、学校行事等の教育的意義を明確にして教育効果を高める工夫を行う。

ウ 学習指導

- (ア) 「文科省研究指定事業」を通じて明らかとなった本校生徒に習得させたい学力、①必要な情報を引き出す力、②意見と事実を整理する力、③文章の論旨を理解し要約する力、④多角的に諸事象を捉える力、⑤情報を整理し、正確に伝える力、等の確実な定着を目指し、公開授業や

研究授業を積極的に行うとともに生徒による授業評価を実施する。教科の枠を超えて研究協議を進め、教職員相互の切磋琢磨によって指導力の充実と指導体制の効率化に努める。

- (イ) 基礎的・基本的事項の定着を図り、各教科等における言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力を育成する。
- (ウ) 生徒の生活実態、学習状況等を把握し、主体的に学習する態度と家庭での学習習慣を確立させる。また、少人数指導や習熟度別学習により興味・関心を大切にしたい授業に取り組む。
- (エ) 基礎学力の着実な定着に取り組む指導体制を確立し、学力定着度を測ることのできる定期考査や確認テストの作成とともに新たな教材開発、授業改善に努める。

(2) 生徒指導

ア 基本方針

(ア) 生徒の人格を尊重し、基本的な生活習慣と自主・自立的態度を育成すると共に、規範意識の高揚を図る。

(イ) 自己指導能力を育み、思いやりの心を育てる。

イ 指導内容

(ア) 全ての教育活動を通して、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指す。

(イ) 生徒一人一人の個性を理解し、個性の伸長を図りながら、自己認識や自尊感情を高め、社会の進歩や発展に寄与できる行動や資質を身に付けさせる。

ウ 本年度の重点項目

(ア) 明るく元気な挨拶の励行、適正な身だしなみ等、様々な生活場面で自立心や自律性を育成する。

(イ) 本校いじめ基本方針にもとづき、「いじめ対応チーム」を核に据え、全教職員の共通理解のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、解消に向けた実効性の高い取組を推進する。同チームの活動を保護者に報告し、学校と家庭の連携を深める。

(3) 特別活動

ア 基本方針

望ましい集団活動を通して、集団や社会の一員としての自主的・実践的な態度を育て、人間としての「在り方」や「生き方」についての自覚を深めさせ、自己を生かす態度を育成する。

イ ホームルーム活動

(ア) 集団の中で、人間として望ましい「在り方」や「生き方」を自覚させる。

(イ) 生徒相互の信頼感と連帯意識を高め、学級生活向上のために協力する自発的、自治的な活動を行う。

ウ 部活動

(ア) 安全な活動の場を設定するとともに生徒の興味・関心、能力・適性などを理解し、伸長させる。望ましい集団活動を通して、良好な人間関係を育てる。

(イ) 部活動の活性化を図り、生徒の能力・責任感・協調性・忍耐力を高める。

(ウ) 生徒の自主性を尊重しつつ、心身の健康増進を下支えするための適切な休日設定を行う等、合理的かつ効果的な活動計画にもとづく活動を推進し、勉学との両立を図る。

エ 生徒会活動

(ア) 各種委員会の活動を通して学校生活の改善や向上を図る。

(イ) 生徒会活動の活性化を図り、生徒の学校行事への積極的な協力、参加を促す。

オ 学校行事

学校行事の自主的な活動の促進を図り、教育的効果を高める。

(4) 進路指導

ア 基本方針

生徒一人一人の個性の伸長に努め、各自が主体的に将来の進路を展望できる能力を育成する。

イ 指導内容

- (ア) 進路指導を人間としての在り方・生き方についての指導と位置づけ、学校教育活動全体を通して、組織的・計画的に実施する。
- (イ) 的確な情報の収集と提供に努め、生徒の能力・適性に合った進路指導を推進する。
- (ウ) 進路意識を高める中で、望ましい勤労観・職業観の育成に努める。
- (エ) 進路指導についての研修を積極的に行い、生徒の個性に応じた指導の充実に努める。

(5) 人権教育

ア 基本方針

多文化共生及び人権尊重の理念に対する理解を深め、生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に向け、主体的に取り組む実践力を育成する。

イ 指導内容

- (ア) 差別を解消するねらいを明確にし、教育活動全体で計画的に指導する。
- (イ) 国際社会において、互いの違いを違いと認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と共生しようとする心を育み、共に生きようとする意欲や態度の育成を図る。
- (ウ) 人権尊重に対する認識をさらに深化させ、自らの生き方を考え、自己の研鑽を図るよう指導する。
- (エ) 保護者や地域社会と連携し、学校として人権教育に主体的に取り組む意欲や態度を育む。

3 健康管理に関する指導の重点

(1) 健康教育の充実

- ア 定期健康診断や日常の健康観察・健康相談を通して生徒の健康状態を把握するとともに、診断結果の事後措置を徹底し、早期の予防治療に努める。
- イ 青年期における心身の健康に留意し、教育相談を充実する。専門医やキャンパス・カウンセラーとの連携を図り、心の健康保持と増進に取り組む。
- ウ 「保健だより」などにより、健康への正しい知識や情報を生徒に提供し、健康に対する関心を高める。

(2) 安全教育の徹底

- ア 緊急時において生徒に対する適切な指示や指導ができるよう「災害・事故発生時の救急医療体制」についての共通理解を図るとともに、心肺蘇生法等の救急救命措置の知識や技術を身に付けるなど、教職員自らの防災リテラシーや応急処置能力の向上を図る。
- イ 施設・設備の安全点検を定期的実施する。
- ウ 体育活動や理科の実験における安全教育の徹底を図る。

4 本年度の研究テーマ

- (1) 平成30年度から3年間実施して「県教委指定事業」を通じて得た取組を有効に活用し、ICTを活用した主体的、対話的で深い学びの実現に向けた指導力向上及び授業改善の実践研究
- (2) 自己実現を目指したキャリア教育の在り方と進路指導体制の充実
- (3) 生徒指導規程、教務規程等の改訂による、安心して学べる環境づくりと信頼される学校づくり
- (4) 教育相談活動と特別支援教育の充実
- (5) 衛生委員会等の組織を活用した環境整備と業務改善による働きやすい職場づくり

5 高校生ふるさと貢献活動・活性化推進事業で実施する内容

(1) クリーンアップ作戦(校外清掃活動)

駅からの通学路・学校周辺等を中心に清掃活動を実施し、地域への貢献を図るとともに公共心を培う。

(2) 交通安全啓発運動

交通安全マスコットを作成し、網干警察署(交通安全協会)と連携して、商業施設等で配布する。

(3) コーラス部及び吹奏楽部による地域交流発表会

- ・それぞれの部で定期演奏会を行い、日頃の活動成果の地域との共有
- ・地域の中学校と地域のコーラス隊との交流による合同コンサート(コーラス部)

(4) コーラス部及び箏曲部による地域交流コンサート

地域開催イベントへの参加による音楽を通じた地域交流

(5) コーラス部及び箏曲部による訪問演奏会

近隣の病院及び児童養護施設における歌唱・演奏を通じた交流及び文化活動の発信

(6) 野球部及びソフトテニス部による異世代交流

地域小学生及び中学生への技術指導のための研修会の実施

6 高校生就業体験事業～インターンシップ推進事業～で実施する内容

及び高校生キャリアノートの活用に関する内容

学校生活を通して「自分の適性」「学びたい・行きたい学校」「生きがいを感じる職業」等を真剣に考える機会を持つことで学ぶ意味や正しい職業観を培う。

(1) 進路講演会(各学年単位で全学年実施)

(2) 職業人講話(第1学年)

(3) 「学部・学科」についての説明会(第2学年)

(4) 公務員ガイダンス(第2学年)

(5) ふれあい看護体験・育児体験(全学年の希望者)

(6) 県関係機関における県庁インターンシップ(全学年の希望者)

(7) 大学出前講義・大学説明会・大学訪問(全学年の希望者)

(8) 系統別大学模擬授業(第2学年)

(9) キャリアノートを用いたキャリアプランニング(総合的な学習の時間)

7 県立高校特色づくり推進事業～インスパイア・ハイスクール～で実施する内容

(1) 高大連携・高社連携による大学・研究施設・工場訪問及び模擬授業体験

(2) 企業研究者講演会

(3) 科学実験教室、算数教室等の実施(生徒会活動や総合的な学習の時間の有効)